

## 第2章 方法書及び準備書に対する意見の概要

### 2.1 方法書に対する市民等意見の概要

方法書は、仙台市環境影響評価条例第8条第1項に基づき、令和3年10月25日から同年11月24日までの1ヵ月間、縦覧に供された。意見書の受付は、同条例第9条第1項に基づき、12月8日まで行った。

意見書受付期間を通じて、市民等からの意見の提出はなかった。

### 2.2 方法書に対する市長の意見

方法書に対して示された仙台市長意見（令和4年4月8日）の内容を表2.2-1に示す。

表 2.2-1 方法書に対する市長の意見

<p>1 全体事項</p> <p>(1) 計画地内には、市民にとって関心の高い埋蔵文化財が存在することから、関係機関と調整の上、発掘状況について積極的に情報公開するとともに、地域住民等とコミュニケーションを図りながら、出土品の展示方法を検討するなど、一層の配慮に努めること。</p> <p>(2) 計画地周辺には、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、緑化にあたっては、種子が飛散しにくい樹木を選定するなど、蒲生干潟の生態系に配慮すること。</p> <p>(3) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下、「関係地域」という。）について、環境影響評価方法書では、事業関係車両等の走行による大気質への影響範囲を踏まえ、宮城野区白鳥2丁目の住宅地等を関係地域に含めているが、同様の影響を受けると想定される同区白鳥1丁目の住宅地等も関係地域に含めること。</p> <p>2 個別事項</p> <p>(大気環境)</p> <p>(1) 工事中及び供用後における資材等の運搬に係る大気質への影響について、現況交通量の多い仙台東部道路等に近接する宮城野区白鳥1丁目の地域では、二酸化窒素等のバックグラウンド濃度が高いと想定されることから、当該地域内に設置されている中野測定局を予測地点に追加するなど、当該地域への影響も予測・評価すること。また、予測・評価にあたっては、他地点も含め、年間平均値のみならず1日平均値も算出した上で、環境基準と比較すること。</p> <p>(2) 仙台港周辺での交通量調査にあたっては、日によって大型車交通量の変動が大きいと想定されることから、複数日の調査を実施すること。</p> <p>(水環境、土壌環境)</p> <p>(3) 運搬車両からオイル漏れが発生する可能性を明確に示し、必要に応じて、地下水や土壌の汚染に配慮すること。</p>
---

(次ページに続く)

(前ページより続く)

(水環境、文化財)

(4) 地下水脈等の変化により、埋蔵文化財の質的な劣化が懸念されることから、建築物の基礎の具体的な検討においては、地下水への影響に配慮すること。

(動物)

(5) 動物の調査においては、種毎の個体数や位置、飛翔ルート等を確認するとともに、その結果を分かりやすくマッピング等で示すこと。

(6) 本施設の夜間照明による動物への影響や、本事業による周辺道路の交通量増加に伴うロードキル（轢死）が懸念されることから、これらの影響についても予測し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(7) 鳥類について、屋上に設置される太陽光パネルに衝突する可能性も考慮して、調査・予測・評価すること。特に、現地調査にあたっては、計画地周辺の上空をより広く調査し、飛翔する鳥類の行動を適切に把握するとともに、計画地周辺における既存パネルへの衝突事例について、ヒアリング調査を実施すること。

(景観)

(8) 計画地周辺の「なかの伝承の丘」についても景観資源としての調査対象に含めること。

## 2.3 準備書に対する市民等意見の概要

準備書は、仙台市環境影響評価条例第14条第1項に基づき、令和4年9月20日から同年10月19日までの1ヵ月間、縦覧に供された。意見書の受付は、同条例第16条第1項に基づき、11月2日まで行った。

意見書受付期間を通じて、市民等からの意見の提出はなかった。

## 2.4 準備書に対する市長の意見

準備書に対して示された仙台市長意見（令和5年2月7日）の内容を表2.4-1に示す。

表 2.4-1 準備書に対する市長の意見

### 1 全体事項

(1) 計画地内には、市民にとって関心の高い埋蔵文化財が存在することから、評価書以降の図書において最新の発掘状況を明らかにした上で、適切な保全対策を講じるとともに、出土品の展示について積極的に周知するなど、当該文化財の保存・活用に十分に配慮すること。

### 2 個別事項

(水環境、動物、植物)

(1) 計画地周辺には、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、地盤改良の手法の検討に当たっては、蒲生干潟に生息・生育する動植物に影響を与えないよう、有害物質の溶出に十分に配慮すること。

(2) 計画地及びその周辺において注目すべき種とされている鳥類が複数種確認されていることから、本事業の実施に伴う利用・生息環境の変化による影響について、事後調査により適切に把握し、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。

(見開きの関係から空白ページ)